

減免申請書に添付する申出書

本申出書は「国民健康保険税減免申請書」と合わせて必ずご提出ください。

納税義務者（世帯主）氏名 _____

主たる生計維持者氏名 _____

※世帯主と同一でも記入し、違う場合はその方の氏名を記入してください。

減免の基準に該当するか確認するため、以下の設問の口には✓や数字等を入れて（設問終了）となるまでお答えください。必要な回答の記載がない場合には減免が受けられません。また、各設問に答えた結果「減免非該当です」となった方は減免対象となりません。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した、又は1か月以上の治療を要するなど著しく重い状態となりましたか？

はい → 減免該当です。医師の診断書等を添付して減免申請書をご提出ください。
(診断書等には死亡1か月以上の治療を要した、著しく重い状態となった等の記載が必要です。)(設問終了)

いいえ → 設問②にお進みください。(減収世帯)

② 主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下ですか？

はい → 設問③にお進みください。
 いいえ → 減免非該当です。(設問終了)

③ 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入以外の前年の所得は400万円以下ですか？

はい → 設問④にお進みください。
 いいえ → 減免非該当です。(設問終了)

④ 失業や減収等が生じたのは新型コロナウイルスの影響が生じた2月以降ですか？

はい → 設問⑤にお進みください。
 いいえ → 減免非該当です。(設問終了)

⑤ 減収が見込まれる状況について

<input type="checkbox"/> 廃業		設問⑥へお進みください。 ※添付書類に「廃業届」等が必要です。		減免割合 10割
失業	雇用保険加入者	会社都合による辞職	新型コロナウイルスの影響による減免申請はできません。 非自発的失業者の対象です。(最大2年度) 「雇用保険受給資格者証」の両面の写しを添付し、別様式「特例対象被保険者等(非自発的失業者)に係る申請書」を提出してください。(設問終了)	非自発的減対象
			<input type="checkbox"/> 非自発的失業者の軽減対象とならない方(離職時65歳以上又は短期雇用の特例受給資格者)は設問⑥へお進みください。 添付書類に「雇用保険受給資格者証」の両面の写しが必要です。	減免割合 10割
			<input type="checkbox"/> 給与の他に減収が見込まれる事業収入等がある方は設問⑥へお進みください。	所得に応じた割合
		自己都合による離職	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響により、退職せざるを得ない事情が発生した方は、 雇用保険受給資格者証 の両面(又は離職票)の写しを添付し、具体的な退職理由を 減免申請書「減免を必要とする理由」 欄にご記入ください。理由によっては減免対象をならないことがあります。設問⑥へお進みください。	減免割合 10割
		<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響に関係なく自己都合で離職した方は、減免非該当です。(設問終了)	減免無	
	雇用保険非加入者	会社都合による辞職	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響により2月以降に離職せざるを得なくなった方は、設問⑥へお進みください。 添付資料として「 解雇理由証明書 」(書式自由: 退職日、該当者名、店舗名等、押印、新型コロナウイルスの影響の記載があるもの)等が必要です。	減免割合 10割
			<input type="checkbox"/> 勤務先の倒産等により解雇理由証明書等が出ない場合は勤務先や店舗名および住所を記載したものを提出してください(書式自由) 設問⑥へお進みください。	減免割合 10割
		自己都合による離職	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響により退職せざるを得ない事情が発生した方は、退職証明書等(書式自由: 退職日、該当者名、店舗名等、押印があるもの)を添付し、具体的な退職理由を、 減免申請書「減免を必要とする理由」 欄にご記入ください。理由によっては減免対象とならない場合があります。設問⑥へお進みください。	減免割合 10割
		<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響に関係なく自己都合で離職した方は、減免非該当です。(設問終了)	減免無	
<input type="checkbox"/> 事業・就労継続(休業)中		設問⑥へお進みください。		所得に応じた割合

※減免割合が10割でも保険税額が全額減免される訳ではありません。減免額は別紙参考資料をご覧ください。

⑥ 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の種類に✓を付けてください。

減収する収入が2種類以上ある場合はすべてに✓をお願いします。

- 給与
 - 営業
 - 農業
 - 不動産
 - 山林
 - 株取引 → 減免非該当です。(設問終了)
- } 設問⑦へお進みください。

⑦ 減少が見込まれる収入の確定および見込み額を記入し、計算結果を「ウ」にご記入ください。

減少する収入が2種類以上ある場合は合計でご記入ください。

※昨年と今年の収入は同じ所得区分のものを記入してください。昨年会社員だった方(給与所得)が今年の1月から自営業(営業所得)を始めた場合には、昨年と比べる同じ収入がないため減免対象外です。

※再就職予定があるのに見込み額が0で計上されている等、見込みの収入額に一定の合理性がないと見做される場合には、認められないことがありますのでご注意ください。

月	7月以降はどちらかに○をしてください	収入	
		今年	昨年
1	実績		/
2	実績		
3	実績		
4	実績		
5	実績		
6	実績		
7	実績・見込		
8	実績・見込		
9	実績・見込		
10	実績・見込		
11	実績・見込		
12	実績・見込		
合計		ア	イ

【書き方】

- 営業・不動産等の場合は売上(経費を引く前)を記入してください。
- 給与の方は支給総額(税・保険料込)を記入してください。
- 今年の収入は月ごと、昨年の収入は合計を記入してください。
- ・税法上課税対象となる休業手当等が支給される場合は、収入に加えてください。
- ・病気やけがを原因とする失業補償や休業補償保険の保険金等は税法上課税対象とならない(非課税である)ため収入には加える必要はありません。
- ・国や県から支給される給付金(10万円の定額給付金や持続化給付金等)は収入には加える必要はありません。

上記の合計ア、イから今年の収入は昨年と比べて何割となっているか(0.3以上減っているか=0.7以下となるか)計算します。

$$\frac{\text{今年の収入合計 } \boxed{\text{ア}}}{\text{昨年の収入合計 } \boxed{\text{イ}}} = \boxed{\text{ウ}}$$

※0.701など、小数点の第2位以降に数字がある場合はすべて切り上げて0.8としてください。

⑧ 設問⑦で算出した「ウ」の数字は以下のどちらに該当しますか？

- 0.7以下 → 設問⑨へお進みください。
 0.8以上 → 減免非該当です。(設問終了)

⑨ 以下の資料を添付し、減免申請書をご提出ください。添付や記載がない場合は減免が受けられません。なお、減免額は本申請に基づき市が計算し通知します。

	必要な添付書類	
	今年分(実績分)	昨年分(※1)
<input type="checkbox"/> 営業、不動産その他所得の方	収入金額が分かる帳簿等の写し 廃業届(該当者のみ)	確定申告書の写し
<input type="checkbox"/> 給与の方	給与明細の写し(ない方は通帳 の写し)等 設問⑤で指定された添付書類 (該当者のみ)	源泉徴収票の写し又は 確定申告書の写し

※1 昨年分の添付書類については、以下の方は省略いただけます。

- ・市民税申告を提出している、又は、会社が給与支払報告書(源泉徴収票)を市に提出していることにより税申告がなされている方。

◇昨年申告がない場合には、申告の必要があります。その後、減免の適用判断をします。

減免額の計算式

減免の要件を満たす方の減免額は、以下の表の計算式によって求めることができます。
 ※保険税が全額免除されるわけではありません。減免額は $A \times B / C$ の値により変わります。
 詳しくは下記の計算例をご覧ください。

$$\text{減免対象保険税額【表1】} \times \text{減額または免除の割合【表2】} = \text{保険税減免額}$$

【表1】

$$\text{減免対象保険税額} = A \times B / C$$

A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）

C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※ 前年とは平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことです。

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合D
300万円以下の場合	全額（10分の10）
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した場合は、前年の所得額に関わらず、減免対象保険税額【表1】の全額が免除されます（減免割合Dが10分の10となります）。

＜参考＞減免の計算例

減免の対象となる場合は、次のとおり計算します。

- ・ 4人世帯（世帯主・配偶者（共に40歳以上）、子ども2人）世帯に複数の所得がある場合
- ・ 令和元年（平成31年）中の収入額

（世帯主）	給与収入	4,500,000円	給与所得	3,060,000円	(B)
（配偶者）	営業収入	2,800,000円	営業所得	1,500,000円	
（配偶者）	営業収入	2,800,000円	合計所得	4,560,000円	(C)

- ・ 令和2年に減少が見込まれる収入（世帯主）給与収入 3,000,000円（3割以上の減少）
- ・ 固定資産無し

◎令和2年度保険税の減免計算

(A) 令和2年度保険税額 : 737,700円

(B) 令和2年度に減少が見込まれる収入に係る前年の所得 : 給与所得 3,060,000円

(C) 所得合計 : 4,560,000円

(D) 減免割合 : 10分の8（【表2】400万円以下の場合に該当）

＜減免対象保険税額＞

$$(A) 737,700 \text{円} \times (B) 3,060,000 \text{円} \div (C) 4,560,000 \text{円} = 495,036 \text{円}$$

＜減免額＞

$$495,036 \text{円} \times (D) 0.8 = 396,028 \text{円} \quad \approx \quad 396,100 \text{円}$$

（減免対象保険税額）

＜減免後令和2年度保険税額＞

$$(A) 737,700 \text{円} - 396,100 \text{円} = 341,600 \text{円}$$

（減免額）